中長期定期貯金規定（総合農協）

１．（貯金の支払時期）

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（証券類の受入れ）

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは、貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

３．（利　息）

（１）この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日以後に指定口座へ入金します。

②　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日に支払います。

（２）この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における当座貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。

（３）第４条第１項により満期日前に解約する場合および第４条第３項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①	６か月未満	解約日における当座貯金の利率
②	６か月以上１年未満	約定利率×３０％
③	１年以上１年６か月未満	約定利率×４０％
④	１年６か月以上２年未満	約定利率×５０％
⑤	２年以上２年６か月未満	約定利率×６０％
⑥	２年６か月以上３年未満	約定利率×７０％
⑦	３年以上４年未満	約定利率×８０％
⑧	４年以上５年未満	約定利率×９０％

ただし、この算式により計算した利率が解約日における当座貯金の利率を下回るときは、解約日における当座貯金の利率とします。

４．（貯金の解約、書替継続）

（１）この貯金は、当会がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

（２）この貯金を解約または書替継続するときは、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
（３）この貯金は、第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金口座を解約することができるものとします。
①　貯金者が貯金口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
②　貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
Ａ　暴力団
Ｂ　暴力団員
Ｃ　暴力団準構成員
Ｄ　暴力団関係企業
Ｅ　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
Ｆ　その他前各号に準ずる者
③　貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
Ａ　暴力的な要求行為
Ｂ　法的な責任を超えた不当な要求行為
Ｃ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
Ｄ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
Ｅ　その他前各号に準ずる行為

５．（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）
（１）通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
（２）前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会は責任を負いません。
（３）通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

６．（印鑑照合）
定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

７．（譲渡、質入れの禁止）
（１）この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
（２）当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

８．（通知等）
届出のあった名称、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、

延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

９．（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

（１）この貯金は、満期日が未到来であっても、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当会に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当会に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして、利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。

（４）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１０．（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものを除きます。）

② 貯金者等（休眠預金等活用法第２条第３項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第３条第１項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

Ａ 公告の対象となる貯金であるかの該当性

Ｂ 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

１１．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

①　第１０条に掲げる異動が最後にあった日

②　将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③　当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④　この貯金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（２）第１項第２号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①　預入期間、計算期間または償還期間の末日

②　初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合　当該事由が生じた期間の満期日

Ａ　第１０条に掲げる異動事由

Ｂ　当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

③　法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

④　この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

⑤　法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

１２．（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（１）この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（３）貯金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。

①　この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

（４）当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①　当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②　前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと

（５）本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

１３．（規定の変更等）

（１）この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

（２）前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

（２０２１年４月１日現在）